

随意契約理由書

1. 案件名称

大阪市立斎場予約受付システム用機器一式借入

2. 契約の相手方

株式会社 J E C C

3. 随意契約理由

斎場予約受付システム用機器一式借入については、斎場予約受付システムで使用するハードウェア（サーバ、セキュリティ関連機器並びにそれらの付属品等）とソフトウェア（マニュアルを含む）の借入、その設定作業及び保守作業をおこなうものである。

平成21年4月1日から平成26年3月31日の5年間契約し使用してきたものであるが、これまで大きな故障もなかったため、引き続いての使用に支障が無いと判断した。

よって、本機器所有者である上記業者と随意契約するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令167条の2第1項第2号

5. 担当部署

環境局 事業部 事業管理課（斎場・霊園）

（電話番号 06-6630-3135）

随意契約理由書

1 案件名称

南港管路輸送センター北系統分離機緊急修繕（その2）

2 契約の相手方

富士車輛（株）

3 随意契約理由

管路輸送事業については、南港ポートタウンにおいて、ごみを各家庭から中継センターまで輸送する事業であり、住民にとって利便性があり、かつ衛生的であるもので、支障を来すことなく、適切に運転・維持管理する必要がある。

センター内に設置している分離機は、ごみ収集設備を構成する機器の一部であり、富士車輛（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本修繕については、管路輸送設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

施工に時間がかかると、住民のごみ投入が不可能となるため、短期間で補修を完了しなければならない。

このような条件を満たすためには、当該施設のごみ収集各設備を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して技術の対応が不可能であり、設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士車輛（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

環境局施設部施設管理課南港管路輸送センター（電話番号06-6612-4981）

随意契約理由書

1. 案件名称

南港管路輸送施設輸送管（南系統）緊急修繕

2. 契約の相手先

㈱ビルド

3. 随意契約理由

管路輸送事業については、南港ポートタウンにおいて、ごみを各家庭から中継センターまで輸送する事業であり、住民にとって利便性があり、かつ衛生的であるもので、支障を来すことなく、適切に運転・維持管理を実施する必要がある。

輸送管については、長年の使用ため摩耗、腐食、変形及び地下水（雨水）の管内への侵入が発生しており、このため輸送管の閉塞がおり、補修や閉塞除去のため長期にわたる運転停止の原因ともなっている。

そのため、現象等が確認されれば、損傷箇所や原因の推定を迅速かつ正確に把握する必要がある。

また、輸送管内の閉鎖的作業環境の中、管の内側よりの補修作業やその際必要となる止水技術も要求され、早期にかつ安全に作業を完結させる必要があることから、管路輸送事業を熟知した業者でなければ対応できない。

上記業者については、施設竣工後より、プラント製造業者と共に下請負業者として試運転や初期トラブルの対応に当たっており、後年、プラント製造業者からメンテナンスの委嘱を受け、迅速に対応できる社内体制を整備するなど、輸送管管内補修作業について、一手に担ってきているところであり、他社では対応できないところである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び5号

5 担当部署

環境局施設部南港管路輸送センター

（電話番号06-6612-4981）